

発議第3号

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
- 2 目 的 市民の生命と健康を保護し、市民生活並びに地域経済に及ぼす影響を最小限とするべく、正確な情報の収集・発信を行い、必要に応じて市、県、国の施策・予算に対する提案・要望を行うため。
- 3 委員定数 全議員
- 4 継続期間 委員会は本調査の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和2年5月1日提出

提出者 議会運営委員会
 委員長 前 川 文 博